

高血圧、脂質異常症、糖尿病にて通院中の患者さんへ

年々増加する生活習慣病対策の一環として、
厚労省より令和6年(2024年)6月1日から各クリニックでの
療養計画書を作成するよう指示がありました。

これまで診療所で算定してきた『特定疾患管理料』から
個人に応じた療養計画書に基づき治療管理を行う
『生活習慣病療養管理料』へ移行する。

当院でも、厚労省の指示通り令和6年(2024年)6月1日
から高血圧・脂質異常症・糖尿病で通院中の患者さんは
『特定疾患療養管理料』から『生活習慣病管理料』へ移行
します。

そのため、会計窓口でのお支払い金額が変更になります。

日々の生活習慣の積み重ねで改善できる「生活習慣病」
の悪化を防ぎ、より健康な毎日を送れるように生活上の問題を
考慮した目標を考えていきます。

初回は『生活習慣病についての問診』及び、作成した
療養計画書に署名(サイン)を頂きます。

ご協力をよろしくお願いいたします。

医療法人社団保健会 谷津保健クリニック 院長

2024年6月1日